（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一
（略）	（略）
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）
（略）	（略）
第二十四条の四第三項の規定による記録の保存	第二十四条の四第三項の規定による記録の保存
第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存
第五百七十七条の二第三項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
表二～表四　（略）	表二～表四　（略）
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係）
（略）	（略）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則
（略）	（略）
第二十四条の四第三項の規定による記録	第二十四条の四第三項の規定による記録
第三十四条の二の八第一項の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
第五百七十五条の十六第二項の規定による記録	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録
第五百七十七条の二第三項の規定による記録の作成	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）